

巡視、点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1. 点検業務の区分

- (1) 工事期間中の点検：設置又は変更の工事において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。工事施工図面と現場の工事施工状況を十分照合するとともに、技術基準に対する適合状況について点検を行い、施工状況の点検に重点をおく。
- (2) 竣工検査：設置又は変更の工事が完成した場合において、技術基準に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 月次点検：主として設備を運転した状態で行う点検、測定及び試験をいう。
- (4) 年次点検：月次点検の点検項目に加え、施設の運転を停止して絶縁抵抗測定などを行う点検、継電器動作試験などを行う点検、測定及び試験をいう。
- (5) 臨時点検：異常が発生した場合、発生する恐れがある場合の原因探究等をいう。
- (6) 設置者の巡視点検：電気設備を巡回しつつ目視、異常音等により異常の有無を確認する。なお、高圧設備については、扉等を開けずに外部から確認するものとする。

2. 点検の実施回数

- (1) 工事期間中の点検
工事期間中は毎週1回以上行うものとする。
- (2) 竣工検査
工事完成後実施するものとする。
- (3) 月次点検・年次点検
「経済産業省告示第249号」に基づき行い、このうち1年に1回以上は年次点検を行うものとする。
- (4) 臨時点検
必要の都度実施するものとする。
- (5) 設置者の巡視点検
外部委託先と協議のうえ決定するものとする。

3. 点検の方法

- (1) 外部点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、異音、異臭及び温度測定等により点検することをいう。
 - ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ② 電線と他物との離隔距離の適否
 - ③ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - ④ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) 外部精密点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

4. 工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 工事に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工検査
受電設備(二次受電設備を含む)	区分開閉器(地絡継電器を含む)、引込線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
	遮断器、開閉器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		継電器との連動動作試験		○
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他 高圧機器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
	変圧器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
絶縁抵抗測定			○ ※1	
漏えい電流測定			○	
受電盤、配電盤、制御回路、 継電器	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
	電圧・電流測定		○	
	絶縁抵抗測定		○ ※2	
	継電器動作特性試験		○	
受電設備の建物・室、キュービクルの 外箱	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
	外部点検		○	
接地装置(接地線、保護管等)	外部精密点検	○	○	
	接地抵抗測定		○	
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置(接地線、保護管等)、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置(接地線、保護管等)	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
発電設備 (非常用予備発電設備を含む)	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		始動・停止試験		○
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、接地装置(接地線、保護管等)、継電器など	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		発電電圧、周波数等測定		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		液量点検		○
		電圧・比重・液温測定		○
	充電装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○

- ※1 絶縁抵抗測定には絶縁耐力試験を含む。
 ※2 制御回路については測定を省略することがある。

(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検 (停電)	臨時点検
受電設備 (二次受電設備を含む)	区分開閉器(地絡継電器を含む)、引込線等電線、支持物及びケーブル	外部点検	○	○	必要な項目
		外部精密点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作特性試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
	遮断器、開閉器	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器との連動動作試験		○	
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏えい電流測定	○	○	
	受電盤、配電盤、制御回路、継電器	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
		電圧・電流測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※2	
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検	○	○		
	外部精密点検		○		
接地装置(接地線、保護管等)	外部点検	○	○		
	外部精密点検		○		
	接地抵抗測定		○		
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置(接地線、保護管等)、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検 (停電)	臨時点検
電気使用場 所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	○	○	必要項目
		外部精密点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
発電設備 (非常用予備発電設備を含む)	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
		始動・停止試験	○ ※3	○ ※3	
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等、及び励磁装置、接地装置（接地線、保護管等）、継電器など	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
		継電器動作特性試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
		液量点検	○	○	
		電圧・比重・液温測定		○	
	充電装置	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	

※2 制御回路については測定を省略することがある。

※3 風力発電設備は除く。